厚生労働省
香川労働局

Press Release

香川労働局発表
令和６年 11 月 12 日

担当	香川労働局労働基準部 監督課長　小林　弦太 監督係長　藤本　剛志 （電話）087-811-8918 （夜間）087-811-8926 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

報道関係者　各位

2024 年 4 月の改正労働基準法の適用を踏まえ「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施します

香川労働局（局長　栗尾（くりお）　保和（やすかず））では、毎年 11 月の「過労死等防止啓発月間」における過重労働解消キャンペーンの一環として、香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、他の企業の参考とするため、当該企業の取組事例を広く紹介する取組を行っています。

2024 年 4 月から改正労働基準法などが適用されている建設業の長時間労働の要因の中には、短い工期での発注など個々の建設業の事業主だけでは改善することが困難な部分も多くあり、発注者と受注者が協力しての対応が必要不可欠となっています。

こうしたことから、本年度は、発注者と受注者が協力して労働時間削減に積極的に取り組んでいる建設現場を訪問します。

■実施日時　**令和６年 11 月 21 日（木）　15:00～16:30（目途）**

■訪　問　先　**高松自動車道　高松西 IC～大野原 IC 間耐震補強工事（その２）**
発　注　者：西日本高速道路株式会社
受注者（元請）：川田建設株式会社
（所在地：別添の現場地図のとおり）

■訪　問　者　**香川労働局（局長ほか）、四国地方整備局（建政部）　等**

■内　　容　**香川労働局、四国地方整備局が上記工事現場を訪問し、発注者と受注者を交えて意見交換を行います。**

■当日の取材希望
現地での同行取材ができますので、取材を希望される場合は、令和 6 年 11 月 20 日（水）17：00 までに上記担当まで連絡をお願いします。（取材に来られる方は入場手続きや駐車場所など、取材時は訪問先の指示に従って下さい）

【参考】

労働基準法等の改正により、同法に基づく上限時間を超える長時間労働が禁止になるなど、労働時間に関する改正規定が 2024 年４月から適用されています。

【添付資料】

○現場地図　　○「過労死等防止啓発月間」の取組概要

高松自動車道　高松西ＩＣ～大野原ＩＣ間耐震補強工事（その２）　現場案内図

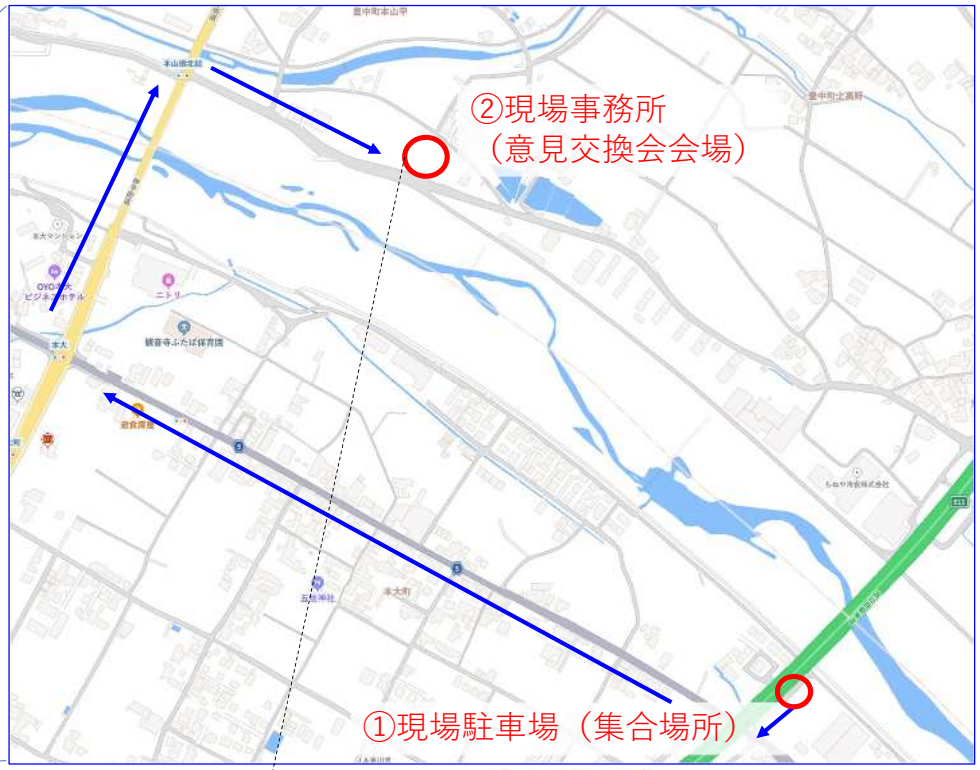

①県道5号線を南下、財田川橋高架下通過後左折

②No.2ゲートより高架下駐車スペースへ進入

事務所前の敷地内が駐車場です

（別　添）

「過労死等防止啓発月間」の取組概要（既発表）

1　周知・啓発

①　「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等について国民への啓発を行うため、47都道府県48会場（東京は２会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や企業、過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○ 実施日時　：　**11月20日（水）14:00から16:30**（受付13:30から）
○ 開催場所　：　**かがわ国際会議場**（高松シンボルタワー　タワー棟６階）
○ 内　　容　：　企業からの取り組み事例発表、基調講演、過労死遺族の声など

※[過労死等防止対策推進シンポジウムに関する特設サイト]
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

②　ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

※[過労死等防止に関する特設サイト]
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/

2　過重労働解消キャンペーン

①　経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、香川労働局長による文書要請を行います。

②　香川労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている**「ベストプラクティス企業」**を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

③　重点的な監督指導を実施します

各労働基準監督署において、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

④　過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日（金）から11月7日（木）（11月3日（日）、11月4日（月）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、香川労働局・各労働基準監督署の相談窓口において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます（11月2日は「過重労働解消相談ダイヤル」による受付）。

また、11月2日（土）を特別労働相談受付日とし、**「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」**を設置し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、**労働基準監督官**が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」

○ 受　付　日　時：　**令和６年11月２日（土）９：００から１７：００**
○ フリーダイヤル：　**０１２０－７９４－７１３**（なくしましょう　長い残業）

⑤　過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月に、オンライン開催等により「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。

[セミナー専用ホームページ] https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/